

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

臨地実習での効果的な教育のありかたについて意見交換を行うために、連携している病院の担当者と教員で構成される教育課程編成委員会を年間2回以上実施している。基礎教育では、看護実践者として臨床に従事するために必要な専門的な知識・技能・態度を育成するが、委員会において卒業看護師の状況を確認し、現場の状況や要請等から必要な教育を検討するための情報としている。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

当該施設における実習内容について、現場や学生の状況について意見交換を行い、次年度の実習内容、方法、役割分担等を検討する。それらを踏まえて実習要項を作成し、次回の教育課程編成委員会において内容を説明しカリキュラム全体を検討する機関である教員会議で審議・承認する。又、必要に応じて学校の最高決定機関であり当該教育課程編成委員会の上部会議である運営委員会にも報告して学校幹部の承認を得ている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年10月1日現在

名前	所属	任期	種別
上野 広美	栃木県看護部長会 副会長・報徳会宇都宮病院 看護部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
鈴木 香織	報徳会宇都宮病院 副看護部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
三橋 明美	芳賀赤十字病院看護部長・栃木県看護協会理事	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	①
伊藤 禎子	芳賀赤十字病院 看護副部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
前澤 信子	芳賀赤十字病院 教育担当師長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
神田 貴代	石橋総合病院 看護部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
米田 範子	石橋総合病院 看護副部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
本田 美香	JCHOうつのみや病院 看護部長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
西田 真知子	JCHOうつのみや病院 教育担当師長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	③
降旗 幹子	報徳看護専門学校 副校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
境 敏一	報徳看護専門学校 教務主任	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—
井上 南子	報徳看護専門学校 実習指導教員	令和6年4月1日～令和7年3月31日(1年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年4回以上 6月・9月・11月

(開催日時(実績))

令和5年6月22日 14:05～14:43 報徳会宇都宮病院 第1回会議

委員出席者:報徳会宇都宮病院 上野看護部長、

令和5年6月27日 13:35～14:34 芳賀赤十字病院 第1回会議

委員出席者:芳賀赤十字病院 三橋看護部長、伊藤看護副部長、前沢教育担当師長

令和5年9月12日 13:35～14:20 芳賀赤十字病院 第2回会議

委員出席者:芳賀赤十字病院 三橋看護部長、伊藤看護副部長、前沢教育担当師長

令和5年11月2日 14:00～15:00 報徳会宇都宮病院 第2回会議

委員出席者:報徳会宇都宮病院 上野看護部長、鈴木副看護部長

令和5年11月14日 13:35～14:25 芳賀赤十字病院 第3回会議

委員出席者:芳賀赤十字病院 三橋看護部長、伊藤看護副部長、前沢教育担当師長

令和6年6月18日 13:31～14:31 芳賀赤十字病院 第1回会議

委員出席者:芳賀赤十字病院 三橋看護部長、伊藤看護副部長、前沢教育担当師長

令和6年6月20日 14:10～15:00 報徳会宇都宮病院 第1回会議

委員出席者:報徳会宇都宮病院 上野看護部長、鈴木副看護部長

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

【看護の統合と実践実習】について

科目目標達成のために必要な臨地での学習内容を科目担当教員がプログラムした。この臨地実習プログラムを臨地実習施設に提示し、当該部署において学校が考えた実習内容の実施及び指導体制が可能か、不可能な場合どのような内容にすれば科目目標の達成が可能かを調整している。

<具体的内容>

・実習進度にて、火曜日から金曜日の4日間の連続した2週間がプログラムされている。内容は病棟でのメンバー実習、外来実習、夜間実習等である。卒後の臨床での看護活動の実際は、日勤、夜勤入り、夜勤明け、休み、日勤のように、連日日勤が続いていることは少ない。そのため、旧カリキュラムではこれと同じようにランダムに実習内容を組んでいた。実習施設から、このランダムな体制では、勤務表上指導看護師の割り当て難しいとの意見を得た。

このことから、新カリキュラムでは1週目にメンバー実習、2週目に外来や夜間実習をまとめ、指導看護師の勤務表作成時に検討できるプログラムとした。また、看護外来実習は、実習内容として学校が希望していてもプライバシーに配慮が必要な現場あることから学生の同席は困難であること、その代案として化学療法室などの特殊な部署の使用について提案いただくなど、教育課程編成に向けてお互いの状況を調整しながら学生の学修環境の整備取り組んでいる。

教育課程編成委員会の議事録には、作成要項の説明が主となるが、事前にこのような実習施設と詳細な打合せをしている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業(実習病院)における臨地実習は看護学の学習の一形態であり、それぞれの分野はカリキュラム上専門科目のひとつとして位置づける。看護学教育における臨地実習とは、あらゆる健康レベルにある対象に対して、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活するする人々へ看護を提供する看護実践の場において、学内で学習した知識・技術・態度を統合・体得する学習活動である。その学習活動は、看護学生にとってさまざまな人々に出会い、人間関係を確立し発展させるコミュニケーション能力を身につけることが求められる。人間関係を確立するには相手の気持ちを「知る」「わかる」「感じる」「気づく」といった興味や関心を示す感性を養うことが必要である。その感性をもとにして、さまざまな人々と協調しながら関係性を形成していく中で、相手の個性を尊重できる豊かな人間性を養う。そのことを通じて学生自身の自己成長や自己研鑽が図るものである。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

例として、成人看護学方法論Ⅰ「呼吸器」「運動器」では、授業に演習を設けている。実習病院から出向いた講師とともに学校の教員も演習に入り、学生の演習への準備状態、演習での知識の活用、取り組み等について講師、教員で協議し、演習点を決定している。

・臨地実習については、学生個々の学修状況を臨地での学修状況を連携している病院の臨地実習指導者と教員で確認し合い、最終的に教員が評価を実施している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	企業連携の方法	科目概要	連携企業等
成人・老年看護学実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	医学と看護の原点—命・死・病—、医療の歩みと医療観の変遷、現代医療の課題、プロジェクト学習(Project Based Learning:PBL)ガイダンス、リレー・フォー・ライフへの参加	芳賀赤十字病院、石橋総合病院、
小児看護学実習Ⅱ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	健康の概念と公衆衛生学、人口統計と保健統計、疫学、環境保健、産業保健、感染症、食品衛生、国民栄養、母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健、社会保障と社会福祉(公衆衛生活動との関連を考える)、精神保健と障害者保健、衛生行政と地域保健、国際保健	芳賀赤十字病院
母性看護学実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	法規の概念、看護法、医事法①、医事法②、保健衛生法、予防衛生法、薬務法・毒物及び劇薬取締法等、社会保険法、福祉法、労働法、社会基盤、法と医療のつながりの実際	芳賀赤十字病院
看護の統合と実践実習	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	看護技術とは何か、関係構築のためのコミュニケーション、効果的なコミュニケーションの実際、コミュニケーション障害への対応、感染防止の基礎知識、標準予防策、感染防止技術の実際、洗浄・消毒・滅菌、無菌操作、感染性廃棄物の取り扱い、針刺し事故防止、感染防止技術の実際、医療施設における感染管理、安全確保の技術(事例から考える)、苦痛の緩和・安全確保の技術、苦痛の緩和・安楽確保の技術の実際	芳賀赤十字病院、石橋総合病院
基礎看護学実習Ⅰ	3. 【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	人間にとっての栄養・排泄の意義、栄養・排泄が障害されるということ、栄養・排泄の障害が日常生活に及ぼす影響、食事援助にともなうアセスメントの視点とアセスメントに必要な知識、摂食・嚥下、食事援助の基礎知識、食事援助の実際、経口的栄養摂取、経口的栄養摂取の実際、排泄援助にともなうアセスメントに必要な知識、自然排尿・自然排便の介助の実際、導尿・排便を促す援助、導尿・排便を促す援助の実際、対象に合わせた栄養・排泄援助	芳賀赤十字病院、石橋総合病院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修に関する規程により、教職員に対し、その職責、経験及び適正に応じた資質の向上を目的としており、看護師養成所の運営に関する指導ガイドライン、第5 教員等に関する事項1(12)に、「専任教員は、専門領域における教授方法研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。」の記述に基づき研修を実施している。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	看護師国家試験分析レポート&受験指導対策セミナー	連携企業等:	Gakken
期間:	令和5年7月19日～令和5年8月18日	対象:	教務主任
内容:	看護師国家試験の分析結果から傾向を知り、看護に求められている知識をカリキュラムに反映させる研修にオンラインで参加した。		
研修名:	令和5年度 新任看護教員研修会	連携企業等:	日本看護教員協議会
期間:	令和5年8月14日～令和5年8月18日	対象:	新任教員
内容:	看護基礎教育に必要な法律や規則、カリキュラムの在り方から授業の構成、方法、現代の学生の状況等の研修にオンラインで参加した		
研修名:	災害支援ナース養成研修	連携企業等:	栃木県看護協会
期間:	令和6年2月6日～令和6年2月7日	対象:	専任教員
内容:	災害支援ナースとして登録済みの教員の実践力維持向上の研修に参加した。		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	栃木県看護系教員協議会研修会(8月)	連携企業等:	深谷レジリエンス研究所
期間:	令和5年8月8日	対象:	全教員
内容:	看護教員が対象学生と関わる際に、自身のモチベーションを維持していくために必要な考え方についての研修		
研修名:	栃木県看護系教員協議会研修会(12月)	連携企業等:	深谷レジリエンス研究所
期間:	令和5年12月5日	対象:	全教員
内容:	看護学生が挫折せずに看護師になれるように、強みを活かしていく関わり方を学ぶ研修		
研修名:	日本看護学校協議会関東甲信越ブロック研修会	連携企業等:	芝浦工業大学柏木中学校
期間:	令和5年8月23日	対象:	専任教員
内容:	初等教育での現状から、Z世代の考え方や関わり方を学び、教員の困難感を解決する研修		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	栃木看護学会	連携企業等:	栃木県看護協会
期間:	令和6年11月30日	対象:	専任教員
内容:	栃木県内の看護教育に関する研究発表(栃木県内の看護実践の実践報告により、各領域(成人・老年・小児・母性・精神等)の実践報告から臨床現場における最新の知見を得、各専門領域の教育に活かす。)		
研修名:	日本看護科学学会学術集会	連携企業等:	日本看護科学学会
期間:	令和6年12月7日～12月8日	対象:	発表共同研究者
内容:	格差社会への看護科学の挑戦		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	#REF!	連携企業等:	#REF!
期間:	#REF!	対象:	#REF!
内容:	#REF!		
研修名:	栃木看護学会	連携企業等:	栃木県看護協会
期間:	令和6年11月30日	対象:	専任教員
内容:	栃木県内の看護教育に関する研究発表(教育実践報告を聴講することで、学生の現状、教育の現状、新しい試み等、最新の知見を得て教育活動に活かす。)		
研修名:	栃木県看護系教員協議会研修会(12月)	連携企業等:	栃木県看護協会
期間:	令和6年12月5日	対象:	専任教員

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会使命を達成することを方針として、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うこととしている。評価結果については、自己評価結果の客観性・透明性を高め、専修学校と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図るものとして、実習関係者・学校教職員及び法人幹部へ配布して本校の最高決定機関である運営会議検討内容に反映させている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	教育理念・目標
(2) 学校運営	学校運営
(3) 教育活動	教育活動
(4) 学修成果	学修成果
(5) 学生支援	学生支援
(6) 教育環境	教育環境
(7) 学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8) 財務	財務
(9) 法令等の遵守	法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

- ① デジタル化について学生間でパソコンの習熟度に差があるので、出来ない学生を救う方法を検討していただきたいとの意見から、まずは指導する教員のITへの習熟度を高め情報システム化による業務の効率化の評価により、教員のIT研修を行った。
- ② 教育活動の評価について、新型コロナが5類に変更になったことに伴い教員の研修や学習を積極的に参加していただきたいとの意見から、積極的な教員の研修計画を図っている。
- ③ 学修成果の評価に係り、国家試験について、新卒だけでなく既卒の方の合格率が上がっている。卒業してしまえば終わりということでは無く、引き続き最終的な合格の意欲を示していただきたい。本校の強みは国家試験の合格率なので学生募集のためにも合格率をあげていただきたいとの意見から、国家試験の合格率向上のための方法について更なる改善を検討している。
- ④ 教育環境についての評価について、施設・設備の修繕等具体的な計画に沿っていただきたいとの意見から、施設設備の計画的な整備を検討している。
- ⑤ 学生の受け入れ募集の評価に係り、インターネットを通じての募集広告の方法について、多くの人に積極的に働きかける方法を検討していただきたいとの意見から、SNSを通じての学校の紹介方法等を改善している。(インスタの利用等)
- ⑥ 財務に係り、省エネに関して引き続き関心を持って学校運営にあたっていただきたいとの意見から、省エネ対策に学生を含めて関心を持つ仕組みを構築した。(学生からなるエコ委員会の活発化)

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
神田 貴代	医療法人社団友志会 石橋総合病院 看護部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	実習病院 看護部長
本田 美香	JCHO うつのみや病院 看護部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	実習病院 看護部長
三橋 明美	芳賀赤十字病院 看護部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	実習病院 看護部長
上野 広美	報徳会 宇都宮病院 看護部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	実習病院 看護部長
田中 敏夫	報徳会 宇都宮病院 統括事務部長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	法人 統 括事務部
安納 秀一	同窓会「りんどう会」 会長	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	卒業生
鈴木 裕子	報徳看護専門学校 学生保護者	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	PTA

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) 広報誌等の刊行物 ・ その他())

URL: <http://www.houtoku.ac.jp/gaiyou>

公表時期: 令和6年7月12日

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等(病院)に対して、「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」で掲げられた項目を、自己点検・自己評価結果として冊子にて配布するとともに、企業等が参加する学校関係者評価委員委員会・教育課程編成委員会他各種会議他に於いて具体的な教育活動・学校運営の状況をホームページ、パンフレット等をおして提供・説明している。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	教育理念・目標
(2) 各学科等の教育	学校運営
(3) 教職員	教育活動
(4) キャリア教育・実践的職業教育	学修成果
(5) 様々な教育活動・教育環境	学生支援
(6) 学生の生活支援	教育環境
(7) 学生納付金・修学支援	学生の受け入れ募集
(8) 学校の財務	財務
(9) 学校評価	法令等の遵守
(10) 国際連携の状況	社会貢献・地域貢献
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <http://www.houtoku.ac.jp/gaiyou>

公表時期: 令和6年7月12日